

奈良県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長安寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	堀部 隆司	大和郡山市長安寺町三四六一
〃	出口 善彦	〃
〃	中津 義二	〃
〃	西川 賢	〃
〃	吉桑 修	〃
監事	杉田 富男	〃
〃	浅田 忠史	〃

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	中津 博行	大和郡山市長安寺町三三五一一
〃	中津 義二	〃
〃	中津 二郎	〃
〃	西川 賢	〃
〃	橋口 正晴	〃
監事	中津 小太郎	〃
〃	吉桑 修	〃